

# いじめ防止基本方針

## 千葉県立泉高等学校

### I いじめ防止に関する基本的な考え方

#### (基本理念)

いじめは、生徒の基本的な人権を蹂躪し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせることに鑑み、本校においては、いじめの防止のために全職員全力をあげて万全の策を講じるものとする。

#### (いじめの定義)

いじめとは、本校生徒に対して、本校に在籍する当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (いじめの禁止)

本校生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

#### (いじめに対する学校及び教職員の認識と責務)

学校及び教職員においては、いじめが「どの生徒においても、どの学校においても起こりうる」ものであり、どのような社会にあっても「人間として絶対に許されない人権侵害行為である」との共通認識のもと、全ての生徒が安心して学習活動等に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講ずるものとする。また、全職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見早期対応、再発防止等に努めるものとし、絶えず生徒の変化やいじめの兆候を観る目を養うなどの研究と修養にも自ら進んで取り組まねばならない。

### II いじめ防止対策の基本

#### 1 基本方針

- (1) 本校は、教育活動全体を通じて「いじめを絶対に許さない」学校づくりを推進するとともに、地域連携アクティブスクールの特色を活かし、生徒、教職員、保護者、地域、関係機関および団体等が互いに連携、協力しながら一体となっていじめの防止に努めるとともに生徒の社会的な自立を目指す。
- (2) すべての教職員は、いじめをなくすために日頃から、個に応じたわかりやすい授業をおこなうとともに、深い生徒理解に立ち生徒指導の充実を図りながら、生徒が楽しく学べ生き生きとした学校生活がおくれるように努める。また、学級、学年、部活動等においては望ましい集団となるよう指導の充実と工夫を常に図るとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感、自己有用感の涵養に努めるものとする。
- (3) 本校は、思いやりのある生徒の豊かな心を培い、自他共に尊重できる精神を養うために、全ての教育活動を通じて道徳教育、キャリア教育および体験活動の充実を図る。
- (4) いじめの防止については、「組織」「予防」「対応」「重大事態への対処」「再発防止」の5つの観点から基本的対策を講じるものとする。

## 2 いじめに対する基本的な対策

### (1) 組織

#### ①名称

校内のいじめ防止対策組織として、「いじめ問題対策委員会」（以下、委員会という）を置く。委員会は従来から本校に存置されていた同名の委員会の設置趣旨を引き継ぎ、校内におけるいじめ防止対策等を統括する。

#### ②構成

委員会の構成は、生徒指導主事をリーダーとして、校長、教頭、教務主任、学年主任、当該学級担任、教育相談係（MSD）、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等、校内職員を中心とするが場合によっては保護者等も含めるなど、構成員および会議の開催については事案によって柔軟に対応する。

#### ③主な役割

ア この基本方針に基づき、いじめを防止するために行う学校全体での取組（アンケート調査等）に係る企画、立案、実施、評価等を行う。アンケートは年1回以上、また学年単位でも随時実施できるよう配慮する。

イ 学校外部からのいじめの相談・通報の窓口とする。

ウ 教職員のいじめ防止に関する研修の計画と実施を図る。

エ 学年等から提起されたいじめ問題に対する解決策を検討し、支援体制の確立（必要に応じた情報収集も含む）を図る。

オ 重大事態発生時における校内緊急体制を確立し、指揮する。

### (2) 予防

① 教職員は、生徒の実態に即し個に応じたわかりやすい授業を行うために、常に授業の工夫と改善に努める。

② 学級・学年・部活動等では生徒理解に基づく望ましい集団づくり推進するとともに、道徳の時間や体験活動、人権教育等の充実を図る。

③ 教職員は全ての教育活動を通じて、生徒の対人関係能力、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、生徒相互及び生徒と教職員等との良好な関係づくりを目指す。

④ 教職員は、生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒とのコミュニケーションを意識し、生徒との関わりを深めるとともに常に丁寧な観察に努める。また、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに委員会に報告するとともに学年職員等といじめの制止と事実関係の調査にあたる。

⑤ 教職員は、保護者との連携を重視し生徒についての情報の交換、共有等に基づく相互理解、信頼関係の確立に努める。また、保護者面談（年2回）や授業公開の際、いじめに関する情報収集やいじめ防止の啓発活動に努める。

⑥ 本校では、SC、SSW、MSDを有効に活用した教育相談体制づくりとその充実を図る。また、毎年2学期はじめに適切な期間を定め生徒面談週間を設ける。さらに教育相談に関する職員研修は定期的に行うものとする。

⑦ 本校では、学校に相談できずにいじめが深刻化することを防ぐためにホームページや配布物を通じて外部の相談機関を周知するものとする。

・子どもと親のサポートセンター

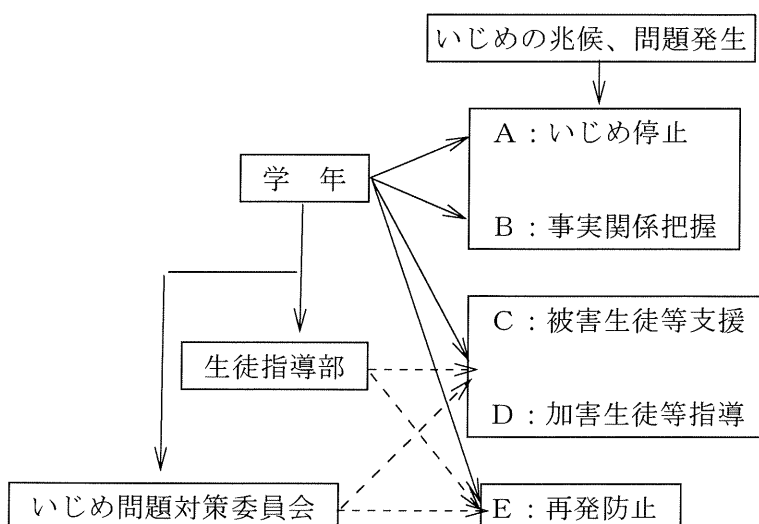
- ・子どもの人権110番
- ・千葉市青少年サポートセンター
- ・千葉市教育センター
- ・千葉市児童相談所

### (3) 対応

- ① いじめの兆候が見られるまたは認知された場合は、迅速かつ適切に初期対応を行い、早期解決を図る。対応の段階は概ね、以下5つのおりとする。また、各学年等の職員はいじめが疑われる事案はもとより、疑わしい情報等は速やかに委員会に報告しなければならない。
- A：いじめの停止 → B：事実関係把握 → C：被害生徒及び保護者の支援と指導  
→ D：加害生徒及び保護者の指導 → E：再発防止
- ② いじめ対応については、常に被害者の立場に立つことを基本にして、各段階における以下の点に留意しながら、委員会との報告・連絡・相談を密にし、慎重かつ丁寧に行う。また、いじめを看過した者についても事案に応じて適切な指導を行う。

対応段階	留意点
A：いじめの停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速、適切かつ機動的な対応</li> <li>・保護者等への速やかな情報提供</li> </ul>
B：事実関係把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両者を対象に公平、公正、正確な事情聴取と事実調査</li> <li>・複数での対応と記録・委員会への速やかな情報伝達</li> </ul>
C：被害生徒、保護者支援と指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に寄り添う心情理解・教育相談による心のケア</li> <li>・可能な範囲での加害者との融和</li> </ul>
D：加害生徒、保護者指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者としての反省と指導・教育相談による心のケア</li> <li>・被害者との融和、謝罪の仲介等</li> </ul>
E：再発防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過観察と問題収束までの記録整理とその保存</li> <li>・当事者への継続した指導と支援</li> </ul>

### ③ いじめ問題に係る指導体制



#### (4) 重大事態への対処

① 委員会は、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いやいじめにより相当の期間(※) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、これを「重大事態」として次の点に留意しながら迅速かつ適切に対処する。(※) 年間30日または一定期間連続して欠席している場合)

ア、校長(教頭)は速やかに県教育委員会(学校安全保健課危機管理担当:043-223-4090)に事案発生の報告をするとともに、委員会は、事実関係の正確な把握と整理をはじめ問題解決に至るまでの全体の指揮をとる。また、必要に応じて専門機関や警察、関係機関への通報や支援を要請するなど連携を図る。

イ、被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、または解決してもなお登校することが困難な場合など学校生活とくに学習活動に著しい支障が生じたときは、委員会はこれを補うための措置を検討するとともに、いじめによって進級や卒業が妨げられることがないように適切な対策を講じなければならない。

ウ、加害生徒について、改善が認められず被害生徒との関係が修復されない場合は、委員会は当該生徒のその後について生徒指導部と慎重に協議していく。

エ、委員会は、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係の調査結果等その他の必要な情報を適切に提供する。

② 委員会は、生徒や保護者等から重大事態に至ったとの申し出があった場合は、速やかに県教育委員会(前掲)にその旨報告する。

#### (5) 再発防止

① 委員会は、再発防止に資するため、いじめ事案発生に係るその背景や事実関係等の調査結果及び指導経過等をまとめた資料を保管する。

② いじめ事案の発生があった当該学年主任は①の文書を作成し、適宜これを委員会に提出しなければならない。

### III 附則

・この基本方針は、ホームページ上に掲載するなど広く公表し、学校、保護者、地域、関係機関等に周知するとともに、各者の相互理解と連携のもとで生徒の基本的人権の保障を推進していくものである。したがって、学校の実状や社会の要請等により適宜見直しと改善に努めていくものとする。